

郷明夫議員に対する問責決議

郷明夫議員は、本年4月26日に執行された山口市議会議員選挙において再選され、その後の臨時会において総務産業建設委員会委員長に就任し、市民のために市議会議員としてその職責を果たす立場にある。

しかるに、今任期に入って間もない5月18日の議会運営委員会に遅刻したほか、前任期においても、体調不良等の理由により欠席届が提出されたものを除いても、平成28年8月の岐北衛生施設利用組合議会及び令和元年6月の高富財産区管理会の会議を無断欠席したほか、平成29年1月の議会報編集委員会に遅刻している。

このような行為は、市議会及び市議会議員に対する市民の信頼を失墜させるものである。

山口市議会基本条例第6条には、議員の責務として、議員は、市民の信託を受けた代表であることを自覚し、市民の意思を的確に把握するとともに、議会の構成員としての役割と責任を忠実に果たさなければならないと定めている。

郷議員は、これまでも再三にわたり、議長や同僚議員から遅刻、欠席について指摘を受け、注意を促され、その都度謝罪を繰り返してきた。にもかかわらず、再びこうした事態が起きたことは、郷議員のこれまでの謝罪がその場しのぎのものでしかなかったと断ぜざるを得ない。

よって、ここに郷明夫議員に対し、議員としての責務を認識し、猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和2年6月23日

山 県 市 議 会